

第三者評価結果

事業所名：スターチャイルド《川和ナーリー》

A-1 保育内容

A-1- (1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。また、保育所の理念や保育方針、目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育の目標、養護、教育、健康支援、食育の推進など保育の内容を総合的に展開するよう法人が作成しています。法人の計画を基に、園独自の地域の実態に対応した保育事業と行事への参加、情報公開等、特色ある教育と保育、研修計画などを記載して園の全体的な計画としています。職員は、会議で振り返り、評価を行った際の話し合いを次の作成につなげています。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>園舎は、周囲が全面ガラスで覆われていて、明るく、周囲の自然や緑の借景を得ることができる環境ですが、夏の気温上昇による室内温度の調整に苦慮しています。保健衛生マニュアルなどに沿って玩具や設備の衛生管理に努め、寝具は年3回の乾燥を行っています。子どもの発達や活動内容に合わせて家具の配置や玩具を変え、子どもの成長に応じた環境設定にしています。また、柱や家具の角にはクッション材で覆うなど事故防止対策をしています。マットやパーテーションを活用して落ち着ける場所を作っています。保育室を食事と遊びのスペースを分け、午睡の場を用意するなど、心地よい生活空間を確保しています。0・1歳児共用のトイレと手洗い場、2歳児が使用するトイレと手洗い場が保育室内にあり、明るく清潔で利用しやすい動線となっています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園は、乳児に特化した保育所なので、まだ生活面が確立していない子どもを受容するには、家庭との連携を大切に情報を共有し、保育に入る前には必ず保育園向けアプリを確認しています。クラス内の様子は担任同士で確認して意見交換をし、一人ひとりの子どもの発達に共通理解を持ってバラツキのない対応が出来るようにしています。また、会議等で共有して園全体で子どもの個人差を尊重した保育を行うよう努めています。表現する力が十分でない子どもには、仕草や表情で汲み取り子どもの気持ちを代弁しています。保育士は笑顔で応答的に関わり、寄り添い、子どもの思いを共感するよう努めています。保育士は毎年、差別禁止マニュアルを確認していて、子どもにはせかしたり、制止する言葉は使わず優しい言葉かけをしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの状況をみながら、基本的な生活習慣が身につけられるよう、保育士は見守り、援助しています。様々な場面で個々の子どもの発達に合わせた対応を行い、子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に援助しています。子どもがやろうとしたことやできたことを褒め、できたことの達成感から次の意欲に繋がるよう声掛けしています。個人差や発達の差だけでなく、「できていたのにやらなくなる」時なども、その子どもの気持ちを汲み取り見守るなど、個々に応じて対応しています。子どもの状態に応じて午後の活動を切り替えたり、ゆっくりとくつろげるスペースを確保するなど工夫しています。乳児だけの集団なので、遊びの中で楽しみながら生活習慣が身に付くよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	

子どもが自分で選べるよう玩具は手の届く場所に置き、玩具の箱には写真を付けて知らせています。ごっこ遊びなどでは、子どもは互いに遊び方を見ることで興味がふくらみ、保育士は遊びが展開するよう援助しています。リズム体操など遊びの中ですすんで身体を動かすことができるよう援助しています。友だちと一緒にグループで制作したり、しっぽ取りゲームをしたりと遊びの中で友だちと活動できるよう援助しています。自然に恵まれた環境があり、お散歩マップを作って、近隣への散歩や公園へ出かけ、自然に触れる機会をつくっています。公園で集めた木の葉を使って大きな木を制作し、さつま芋掘りの際の蔓でリースを作ったりと様々な素材を使用して、表現活動を工夫しています。また、散歩など地域の人との挨拶などから、人との関わりが育まれ、語彙が増え様々な表現ができるよう援助しています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

0歳児が長時間過ごすことに適した保育環境になるよう、発達に合わせ、子どもの興味の様子を見ながら工夫しています。一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間を含めた一日を見通した保育を意識しています。クラスに関わる職員は緩やかな担当制とし、子どもが安心して愛着関係が築けるよう配慮しています。保育士は、手遊び歌や声掛け、スキンシップを通して応答的に関わり、丁寧な保育を心がけています。一人ひとりの子どもが安心感や心地よさを感じられるよう援助しています。保育室の家具や柱の角はクッション材を使用するなど安全面も配慮しています。また、玩具や保育環境などは、子どもの成長や発達状況に合わせて見直しています。保護者とは、日々の送迎時や連絡帳アプリで子どもの成長などの情報を共有し、離乳食や育児相談などの個別の対応もしています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

自分で気持ちや欲求を言語化して表現するのが難しい年齢なので、保育士は子どもの気持ちを代弁して受け止め、様子を見ながら待つ姿勢で援助しています。探索活動は、安全を考慮しながら、クラスだけでなく、園全体で活動できるよう工夫しています。子どもが安心して遊びを満足できるよう保育士間で連携して遊びが展開できるようにしています。子どもの発達の様子を職員は理解して子どもの自我の育ちを受け止め、成長を促すよう、言葉かけをし、対応しています。また、屋礼や会議等でその都度子どもの状況を全職員で共有しています。異年齢での関わりは、1歳児と2歳児で遊ぶ機会を持ち、それぞれの遊びを興味深く見えています。また、2歳児は0歳児の世話をしたり、「歩けるようになった」と喜んだりしています。保護者とは、子どもの様子を知る上でも家庭との連携を大切にしています。トイレトレーニングなどは、個別に連携を図り、無理なく進めています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
--	---

<コメント>

*この項目は評価外項目です。かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のルールで、評点はCとなります。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

園舎は、部屋に仕切りの無いオープンスペースで、多目的トイレを設置しています。現在、障害のある子どもは在籍していませんが、配慮を要する子どもに対して個別に日々の記録をとり、配慮の様子をカリキュラム会議で報告して職員間で共通理解を図っています。乳児のみなので、全員に個別指導計画を作成していて、個別支援しながら、子どもができることはクラスの子どもと一緒に活動しています。個別に配慮した保育を行うと同時に集団の中で共に成長できるよう努めています。保護者とは、家庭での様子を聞き、園での様子の記録を基に話し合い、保護者の気持ちに寄り添いながら連携を図っています。今後は、保育所の保護者全体に、障害のある子どもの保育について理解を深める取組が期待されます。

<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

クラス毎の月間指導計画の「長時間にわたる保育の取組、配慮事項」に取組内容を記載し、職員は共通認識を持って保育にあたっています。ゆったり、落ち着いた環境を作り、午後は活動を子どもの状況に応じてコーナーを分け、おだやかに過ごせるようにしています。子どもの発達を見て、安全に配慮して異年齢で過ごしています。子どもの在園時間や生活リズムに配慮した補食を提供しています。屋礼で各クラスの午前の様子を確認し、伝言ボードと連絡ノートに記載して、午後から降園時までの状況を全職員が共有して、職員間の引き継ぎを適切に行っています。必要な伝達事項は、担任以外でも保護者に伝わるよう配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	c
--	---

<コメント>

*この項目は評価外項目です。かながわ福祉サービス第三者評価推進機構のルールで、評点はCとなります。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価 結果
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>健康管理マニュアルを整備して、職員は、登園時に保護者と子どもの検温と健康状態を確認し、午睡後の検温など健康観察を行って健康状態を把握しています。子どもの体調の変化やけが・事故に関しては、必要に応じて保護者に電話で報告し、降園時に降園後の対応を話し合い、次の登園時に確認しています。「保健計画」は、4期に分け、保育目標、保健活動（通年・季節毎実施）年齢別配慮、保護者連携、反省などと具体的に子どもの保健に関する取組を記載して実施しています。既往症や予防注射などの新しい情報は、クラス毎に記録しています。今後は、更に健康台帳などに記録し、園全体で情報を共有することを期待します。保護者には、園だよりや保健だよりで健康に関する取組を伝えていきます。職員は、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を習得して、必要な取組を実施しています。保護者には、入園時に午睡中の取組を伝え、SIDSの情報提供をしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>年2回、健康診断と歯科健診が行われ、結果は健康台帳に記録し、関係職員に周知しています。保護者には結果を書面で知らせています。嘱託医とは、乳児の病気や子どもの状況を共有して、日頃から、相談や助言、情報提供を受けるなど連携を図っています。引き続き、健康診断・歯科健診の結果の保育への反映、家庭での生活につなげるために保護者との連携に期待します。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>アレルギー疾患のある子どもに対して厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じて対応をしています。食物アレルギーのある園児が在籍していた時は、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理表」を提出してもらい、除去食を提供しました。保護者とは月1回面談し、次月の献立を確認してサインをもらい、通院や家庭での様子を確認しています。また、食事の際は、机や関わる職員のエプロン、食器、トレイを変えるなど視覚的にも分かりやすいようにしています。園の、食物アレルギーについての取組は、重要事項説明書で伝えていきます。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価 結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>食事は楽しく食べる事を基本とし、無理強いなどはせずに子どもの様子に合わせて援助しています。また、テーブルごとに保育士が1人ついて、楽しく、言葉かけをして落ち着いて食事が出来るようにしています。食器は陶磁器を使用し、食具は離乳食では持ちやすい軽いスプーンを用いるなど年齢に応じた大きさの食器や食具を使用しています。2歳児は月に1度、栄養士による食育を実施し、トウモロコシの皮やそら豆のさやをむいたり、クッキングでは十五夜の団子作りやサツマイモ掘りで収穫したサツマイモをつぶしたりと活動しています。活動の様子はドキュメンテーションや作品展で紹介しています。保護者には、子どもの食生活や食育に関する取組を給食だよりやクラスだよりで伝えていきます。また、入りロカウンターに給食サンプルを提示して、降園時の保護者と子どものコミュニケーションにも役立てています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>献立は、子どもの心身の支えとなる給食づくりとして、法人の献立案を基に系列園の栄養士会議で話し合っていて決めています。産地の明確な安全な旬の食材を使用し、季節感を大切に、行事に合わせた献立や郷土料理を取り入れています。訪問した月は、旬の食材をを使ってさんまや栗ご飯を取り入れています。調理室がオープンスペースの中央にあって、子どもたちは、調理する姿を見ることができ、栄養士や調理員は食事をする様子を見ることが出来ます。また、子どもも食べた様子を調理室に伝えに来ることもあります。残食調査で喫食状況を把握して、調理の工夫に活かしています。子どもの、咀嚼力や飲み込む様子など確認して、食材の切り方に配慮しています。調理室の衛生管理は、調理前の消毒ふき取りを心がけ、衛生管理マニュアルに沿って適切に行っています。また、HACCP（衛生管理手法）に基づいて温度管理（食物の加熱及び加熱後冷却等）を記録しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価 結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 登園時に家庭の様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。また、保育園向けアプリで、園からは遊びの様子や睡眠、食事、排泄等を入力し、家庭からは降園から翌日の登園までの家庭での様子を入力してもらい、一日の連続性に配慮した情報交換をしています。重要事項説明書で保育目標・方針、保育内容、保育計画を説明しています。また、毎月のクラスだよりで月のねらいや現在のクラスの様子を伝えています。年度末の懇談会では、計画に基づいた目的と子どもの状況を伝えています。ドキュメンテーションでは、子どもの楽しい様子だけでなく、子どものスプーンの使い方や靴下・靴を自分で履く手助けなど保育の仕方なども伝えています。運動会やお楽しみ会などの行事や毎日のドキュメンテーションなど、子どもの成長を共有できるよう支援しています。個別面談など保護者との情報交換の内容は記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価 結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 職員は、保護者と笑顔で挨拶を交わし、いつでも話しを伺いますという姿勢を示し、コミュニケーションにより信頼関係を築くよう努めています。入園のしおりなどでいつでも相談に応じる体制にあることを知らせています。個人面談は、11月の強化月間の他、保護者の要望や希望に合わせ随時応じています。11月の面談の際には、事前に悩み事や相談したいことを聴取して、内容によっては施設長も同席して対応しています。保育士や栄養士が相談に応じるなど保育所の特性を生かして保護者支援を行っています。相談の内容は適切に記録し、継続して支援できるようにしています。保護者から相談を受けた職員が回答が難しい場合は即答せず、施設長や法人に確認してから回答するようにして、適切に対応できるよう助言の受けられる体制になっています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の親子の関わり、着替えや排泄の際の観察などの状況の把握に努めています。園は「児童虐待対応マニュアル」を整備し、「児童虐待対応フローチャート」で対应手順を周知しています。恐れがある場合は、関係各所と情報共有を行い、連携を図り、役割分担をして対応にあたっています。配慮が必要な家庭については、丁寧に話を聞き、様子を見ながら予防的になるよう対応をしています。職員はマニュアルを年1度確認する他、横浜市のチェックリストを行い、虐待の定義や対应手順などを確認しています。職員に対して、一層理解を深めていく取組を継続していくことを期待します。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価 結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 年間指導計画や月間指導計画などの指導計画、保育日誌などの記録は振り返りを文書化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたかなどを記入しています。更に、子どもの成長や個々の子どもの意欲、その取組む姿を重視して記載しています。自己評価は、日毎、週毎、月毎、期毎と定期的に行っていて、月間指導計画はカリキュラム会議で振り返りを行い、課題や目標を話し合っ振り返りを次の計画に生かしています。保育士は、昼礼後クラス内ミーティングを毎日実施して午前中の保育を振り返り、クラスで共通理解を持って意見交換することで互いの学び合いや意識の向上につながっています。また、自己評価の振り返りから随時課題を提示して保育の改善や向上に努めています。保育士の自己評価、振り返りをまとめて、保育所全体の自己評価につなげています。</p>	